

国際私法学会規約改正及び関連規則制定等に関する件(案)

2016年4月2日

国際私法学会会員各位

国際私法学会理事長:道垣内正人

当学会におきましては、かねてから現在の国際私法学会規約の改正の必要性が認識されてきました¹。そして、山内前理事長の作成された改正案が理事会に提示されたのですが、審議未了となり、私がこれを引き継ぐことになりました。そして、2015年年6月6日の理事会において国際私法学会規約改正委員会の設置が決定されました²。この規約改正委員会は電子メールによる検討を重ね、同年11月15日以降、数度にわたって理事・監事に規約改正案(新定款案)と関連諸規則の案を提示してご感触を伺うという手続をした上で再検討をするという作業を繰り返してまいりました。

ここに冊子としてお示しするものは、まだ上記委員会の中間案であって、2016年6月4日開催予定の理事会において正式に理事会でご審議頂く予定であって、まだ修正の余地が多分にあることにご注意下さい。しかしながら、私としては、2017年度の総会において正式に総会でご決定頂く³ことを目途としており、それまでに1年余りの時間しかなく、その間には次の総会(2016年6月4日開催予定)における議論とその後のインターネットによる意見交換が重要であると考えております。

会員各位におかれましては、これらの案に対して会員のご感触を伺いたく、ご質問、ご意見等何なりと事務局宛に記名・無記名を問わず送付して頂きたいと存じます。次の理事会において修正がありました場合には総会において申し上げますので、この冊子をご持参の上、その総会の場においてもご自由にご議論頂ければと思います。

なお、この冊子に掲載している案は次の通りです。

1. 国際私法学会定款案 ----- 1/8-8/8
2. (国際私法学会)理事及び監事選任手続規則案---定款案13条2号の総会決定のために参考案を提出する手続を定める規則案(総会決定が必要) ----- 9-10
3. (国際私法学会)理事長選任手続規則案---定款案21条2項の理事会決定のための手続を定める規則案(理事会決定) ----- 11
4. (国際私法学会)入会手続規則案---定款案7条2項に基づく規則案(理事会決定)-12-13
5. (国際私法学会)会費規則案---定款案8条2項に基づく規則案(理事会決定)----- 14
6. 国際私法学会定款第31条に定める通知等に関する規則---定款案31条に基づく規則案(理事会決定) -----15

¹ 2011年6月24日の理事会において設置が承認された学会改革検討委員会から同年10月10日に提出された答申のf項において、山内前理事長からの「国際私法学会規約の内容が現在の運営状況に対応していないこと(会計に関する規定の欠如、役員選出や会員の入会・大会・除籍等の基準の整理等)が繰り返し指摘されている。また、申し合わせ等も存在する。ルール整備の必要はないか。」との諮問に対して、「1. 国際私法学会の諸ルールを整理し、現状を把握し、将来の発展を可能とするよう規約の整備をすべきである。たとえば、年1回の研究大会にする場合、総会の開催回数も2回(16条2項)ではなく、1回とする必要がある。2. ただし、学術団体であることを踏まえ、いたづらに新法人制度のもとでの厳格なルールに倣ったものとしないうちに配慮すべきである。3. 新規約等起草委員会を速やかに立ち上げる必要がある。」とされています。答申の全文は当学会HPに掲載されています。

² 佐藤やよい会員、出口耕自会員、高杉直会員、中西康会員、上村直子会員、宍戸一樹会員、竹下啓介会員及び私を構成員としています。

³ 現在の規約19条によれば、「この規約を改正するには、総会において、出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。」とされています。

国際私法学会規約 (現行のもの) (縦書き・条文見出しは条文番号の後)		山内前理事長から引き継いだ改正案 (一般社団法人定款雛型に準じたもの)		国際私法学会定款(規約改正)案 (2016年3月末現在の案)		注記
制定	一九四九年一月 四日					
改正	一九八六年一〇月二〇日					
第一章 総則		第一章 総則		第I章 総則		
(名称)		(名称)		(名称)		
第一条	本会は、国際私法学会と称する。	第一条	本会は、国際私法学会と称する。	第1条	本会は、国際私法学会と称し、その英語表記は、Private International Law Association of Japanとする。	
(事務所)		(事務所)		(事務所)		当学会の場合、「事務所」とは言わず、「事務局」というのが慣例であるため。
第二条	本会の事務所は、理事会の定める所に置く。	第二条	本会の事務所は、理事会の定める所に置く。	第2条	本会の事務局は、理事会の定める所に置く。	
第二章 目的及び事業		第二章 目的及び事業		第II章 目的及び事業		
(目的)		(目的)		(目的)		
第三条	本会は、国際私法の研究及びその研究者相互の協力を促進し、あわせて外国の学界との連絡及び協力を図ることを目的とする。	第三条	本会は、国際私法の研究及びその研究者相互の協力を促進し、あわせて外国の学界との連絡及び協力を図ることを目的とする。	第3条	本会は、日本における国際私法の研究及びその関係者の相互協力を促進し、あわせて国際的な国際私法の発展を図ることを目的とする。	
(事業)		(事業)		(事業)		
第四条	本会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行う。 一 研究者の連絡及び協力の促進 二 研究会及び講演会の開催 三 機関誌その他の図書の刊行 四 外国の学界との連絡及び協力 五 前四号に掲げるもののほか、理事会が適当と認めた事項	第四条	本会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行う。 一 研究者の連絡及び協力の促進 二 研究会及び講演会の開催 三 機関誌その他の図書の刊行 四 外国の学界との連絡及び協力 五 前四号に掲げるもののほか、理事会が適当と認めた事項	第4条	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 国際私法に関する研究の報告と議論のための研究大会その他研究会の開催 (2) 国際私法に関する機関誌その他の図書の刊行 (3) 国際私法に関する情報の収集及び発信 (4) 国際私法に関する外国の研究者、学会、国際機関等との連絡及び協力 (5) その他、前条の目的を達成するために有益な事業として理事会が認めた事項	
第三章 会員及び会費		第三章 会員		第III章 会員		
(会員)		(会員)		(会員)		
第五条	本会の会員は、左のとおりとする。 一 正会員 国際私法又はこれに関連する分野の研究に従事する者 二 維持会員 本会の目的に賛同し、かつ、本会の事業に寄与すると認められる法人その他の団体 三 名誉会員 国際私法の発展に特に功労のある者で総会において推薦されたもの	第五条	本会の会員は、左のとおりとする。 一 正会員 国際私法又はこれに関連する分野の研究及び実務に従事する者 二 維持会員 本会の目的に賛同し、かつ、本会の事業に寄与すると認められる法人その他の団体 三 名誉会員 国際私法の発展に特に功労のある者で総会において推薦されたもの	第6条	1 本会の会員は、本会の目的及び事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により本会の会員資格を取得した者をもって構成し、次の2種とする。 (1) 通常会員：国際私法又はこれに関連する分野の研究及び実務に従事する者 (2) 維持会員：本会の目的に賛同し、かつ、本会の事業に寄与すると認められる法人その他の団体 2 この定款において単に会員という場合には、通常会員及び維持会員の双方を含むものとする。	名誉会員は現在はいらっしゃいません。名誉会員の選定は困難であり、この案では名誉会員制度を廃止しています。

(入会)

第七條	正会員及び維持会員として入会しようとする者は、理事会に申し出て、その承認を得なければならない。
-----	---

(会員の資格の取得)

第六條	正会員及び維持会員として入会しようとする者は、理事会に申し出て、その承認を得なければならない。
-----	---

(会員の資格の取得)

第七條	1 本会に入会しようとする者は理事会に申し出て、総会の承認を得なければならない。 2 本会への入会手続等については理事会が別に定めるところによる。
-----	--

「国際私法学会入会手続規則」を別途定める。

(会費)

第六條	正会員及び維持会員は、総会の定めるところにより会費を納入しなければならない。
-----	--

(会費)

第七條	本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。
-----	---

(会費)

第八條	1 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会が定める会費を支払う義務を負う。 2 会費の納入方法等については、理事会が別に定める規則による。
-----	---

「国際私法学会会費規則」を別に定める。

(任意退会)

第八條	会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
-----	--

(任意退会)

第九條	1 会員は、いつでも理事会に退会届を提出することにより、その時点で退会することができる。 2 会員からの退会届の提出が事業年度の途中である場合には、当該会員は当該事業年度までの会費の支払義務は免れない。
-----	--

効力発生時点を明記。2項もそれに伴い変更。

(会員資格の喪失)

第十條	1 会員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、会員資格を喪失する。 (1) 当該会員が会費を2年以上滞納した場合であって、理事会において資格喪失の決定があったとき。 (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。 2 前項第1号による会員の会員資格喪失は、総会による決定の時点でその効力を生じ、その時点が事業年度の途中であっても、当該会員は当該事業年度までの会費の支払義務を免れない。
-----	---

山内前理事長案の10条と11条を入れ替えました。
2年では短すぎるとも考えられますが、会費納入期限が12月末で、理事会・総会の開催が6月であるとするれば、2年半の段階で審議することになり、事情に応じて決定を先延ばしにすることもあり得るので、2年としています。

(除籍)

第九條	会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって、当該会員を除籍することができる。 一 この定款その他の規則に違反したとき。 二 その他除籍すべき正当な事由があるとき。
-----	--

(除籍)

第十一條	1 会員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、理事会からの提案に基づき、総会の決議によって、本会から除籍される。 (1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (2) 前号に定めるときのほか、除籍すべき正当な事由があるとき。 2 除籍の決定の対象となる会員には、その決定に先立ち、弁明の機会を適切に与えなければならない。 3 除籍の決定が事業年度の途中である場合には、当該会員は当該事業年度までの会費の支払義務を免れない。 4 除籍された者は、その除籍の決定があった日から5年間は入会の申込みをすることができない。その期間経過後に当該者から入会の申込みがあった場合には、総会は、特別に再入会を認めるべき事情があると判断するときのみ、当該者の再入会を認めることができる。
------	--

(退会)

(会員資格の喪失)

第八条	会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。
-----	------------------------------------

第一〇条	前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 一 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。 二 当該会員が死亡し、又は本会が解散したとき。
------	---

10条へ

第五章	会議
-----	----

第四章	総会
-----	----

第IV章	総会
------	----

(会議)	
第十四条	会議は、総会及び理事会とする。

(構成)

第一一条	総会は、すべての会員をもって構成する。
------	---------------------

(構成)

第12条	総会は、すべての会員をもって構成する。
------	---------------------

(権限)

第一二条	総会は、次の事項について決議する。 一 理事及び監事の選任及び解任 二 定款の変更 三 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
------	--

(権限)

第13条	総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の入会承認及び除籍 (2) 理事及び監事の選任及び解任 (3) 事業報告及び決算報告の承認 (4) 会費の額 (5) 定款の変更 (6) 本会の解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして理事会から提案され、総会でその旨決定した事項
------	--

(開催)	
第十五条	総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(開催)	
第一三条	本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年一回、研究大会開催時に開催する。臨時総会は必要がある場合に開催する。

(開催)	
第14条	総会は、定時総会として毎年度1回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招集)	
第十六条	総会は、理事長が招集する。 2 通常総会は、毎年二回招集する。 3 臨時総会は、左の場合に招集する。 一 理事長が必要と認めるとき。 二 会員の五分の一以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したとき。

(招集)	
第一四条	総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 会員の議決権の10分の1以上の同意があるとき、会員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を理事長に請求することができる。 3 臨時総会を招集する場合、理事長は総会の日の1週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、総会に出席しない会員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には2週間前までに通知を発しなければならない。

(招集)	
第15条	1 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、理由を示して、一定の事項の議決を定時総会の目的とすること又はそのために臨時総会を招集することを請求することができる。 3 総会を招集する場合には、理事長は総会の日の1週間前までに、会員に対して、日時、場所、議決事項その他必要事項を記載した通知を発しなければならない。

第十七条	総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。	<p>(議長)</p> <p>第一五 条 総会の議長は理事長をもって充てる。</p> <p>2 理事長に事故あるときは、理事長が指名する理事をもってこれに充てる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第16条 総会の議長は理事長がこれをつとめる。</p>	<p>山内前理事長案の15条2項は21条3項にまとめて規定。</p>
	2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。	<p>(議決権)</p> <p>第一六 条 正会員及び維持会員は、1個の議決権を有する。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第17条 会員は、各1個の議決権を有する。</p>	
第十七条	総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。	<p>(成立及び決議)</p> <p>第一七 条 総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の4分の1を有する会員が出席することをもって、成立する。</p> <p>2 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数を持って行う。</p>	<p>(成立及び決議)</p> <p>第18条 1 総会は、議決権の総数の2分の1の議決権の数を有する会員が出席することをもって成立する。委任状を提出した会員は出席しているものとみなす(以下、本条において同じ。)</p> <p>2 総会の議決は、出席した会員の議決権の過半数の賛成をもって行う。ただし、第13条第5号及び第6号に定める事項については、出席した会員の議決権の3分の2の賛成をもって行う。</p> <p>3 総会が定足数不足により成立しない場合において、出席した会員の過半数の賛成があるときには、議決事項とともに総会における議論の概要を全ての会員に通知し、総会員の議決権の10分の1以上の反対がない場合には、当該議決事項は可決されたものとする。ただし、第13条第5号及び第6号に定める事項についての議決には本項に定める方法を用いることはできない。</p>	<p>定款変更と解散・残余財産処分については特別多数決としています。</p> <p>総会の定足数不足が懸念されるため、本会の運営を滞りなく進めるために新設。ただし、特別多数決の対象事項については除外しました。この通知・意思表示をemailでしてよいことについては第31条参照。</p>
	2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。	<p>(議事録)</p> <p>第一八 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び議長が指名した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>3 議事録は、事務局で5年間保管するほか、本会の機関誌に掲載する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第19条 1 総会の議事については、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び議長が指名した理事(総会に出席した理事に限る。)は、前項の議事録に署名又は記名押印する。</p> <p>3 議事録は、事務局で5年間保管するほか、その概要を本会の機関誌に掲載する。</p>	
第四章 役員	第五章 役員	第V章 役員		
第九条	<p>(役員)</p> <p>本会に、左の役員を置く。</p> <p>一 理事長 一名</p> <p>二 理事 若干名</p> <p>三 監事 若干名</p>	<p>(役員)</p> <p>第19条 本会に、左の役員を置く。</p> <p>一 理事 10名以上20名以内</p> <p>二 監事 2名以上4名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とする。</p> <p>3 理事長以外の理事のうち5名を業務執行理事とする。</p>	<p>(役員)</p> <p>第20条 1 本会には、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 10名以上20名以内</p> <p>(2) 監事 2名以上3名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とする。</p> <p>3 理事長以外の理事のうち、事業を分担して行う執行理事を若干名置くことができる。</p>	
	<p>2 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>3 理事長は、理事会において互選する。</p>	<p>(役員等の選任)</p> <p>第二〇条 1 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。</p>	<p>(役員等の選任)</p> <p>第21条 1 理事及び監事は、その選任の時に満70歳未満の会員の中から、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。</p>	
				<p>1996年5月13日の理事会申し合わせによれば、「役員候補者は選任時に満七〇歳未満の者とする」とされており、事の重要性から定款に記載。</p>

<p>3 役員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。</p>	<p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	<p>3 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任(退任により定数が不足が生じない場合を除く。)した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権限を有し、義務を負う。</p>	<p>理事長代行による理事会招集は、21条4項により可能。</p> <p>ただし書きは、理事長選定については委任状出席を認めず、実際に2分の1以上の理事の出席を必要とする趣旨。</p> <p>理事長選定については理事全員が特別利害関係者であるので、これを除外。</p>	
(役員の解任)		(役員の解任)		
<p>第二五条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p>	<p>第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p>			
<p>第六章 理事会</p>		<p>第VI章 理事会</p>		
(構成)		(構成)		
<p>第二七条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	<p>第26条 1 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>3 理事長は、理事会の承認を得て、その理事長補佐を理事会に出席させることができる。</p>			
(権限)		(職務及び権限)		
<p>第二八条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職</p>	<p>第27条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事長及び執行理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会員の会費滞納による資格喪失の決定</p> <p>(4) 理事長の選任及び解任</p> <p>(5) 年度ごとの事業計画及び予算の作成及びその総会への報告</p> <p>(6) 年度ごとの事業報告案及び決算案の作成(監事による監査を受けなければならない。)及び総会の承認を得るためのそれらの提出</p>			
(招集)		(招集)		
<p>(理事会)</p> <p>第十八条 理事会は、理事長が招集する。</p>	<p>第二九条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、最年長の業務執行理事が理事会を招集する。</p>	<p>第28条 理事会は、理事長が招集する。</p>		
(決議)		(成立及び決議)		
<p>第三〇条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第29条 1 理事会は、理事の総数の2分の1の理事が出席することをもって成立する。委任状を提出した理事は出席しているものとみなす(以下、本条において同じ。)。ただし、理事長の選定に関する議案については、欠席の理事は、委任状を提出していても、出席しているものとはみなさない。</p> <p>2 理事会の議決は、決議(理事長の選定についての議決を除く。)について特別の利害関係を有する理事を除き、出席した理事の過半数をもって行う。</p>			

参考	<p>第九十六条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。</p>	<p>3 理事長が決議対象事項の提案を全ての理事及び監事に通知し、その事項について議決に加わることのできる理事全員が賛成し、かつ、監事が異議を述べない場合には、その事項は理事会において可決されたものとみなす。ただし、理事長の選任の議決については、この方法によることはできない。</p>	<p>理事会は研究大会の際にしか開催できない状況にあることを前提とし、事業執行の停滞を避け、機動的に理事会決定を行うことができるようにするため、理事長選任を除き、emailによる理事会開催を可能とするもの。この通知・意思表示をemailでよいことについては第31条参照。</p>
(議事録)	<p>第三一条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 理事長、理事長が指名する業務執行理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第30条 1 理事会の議事については、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び議長が指名した理事(理事会に出席した理事に限る。)は、前項の議事録に署名又は記名押印する。</p> <p>3 議事録は、事務局で5年間保管するほか、その概要を本会の機関誌に掲載する。</p>	
第七章 資産及び会計		第七章 補則	
		(通知及び意思表示の方法)	
		<p>第31条 この定款に定める会員、理事及び監事への通知並びに会員、理事及び監事からの意思表示は、文書によるほか、電子メールその他理事会が別に定める規則に定める方法によることができる。</p>	「国際私法学会定款第31条に定める通知等に関する規則」を別途定める。
(事業年度)	<p>第三二条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までと</p>		5条に規定
(事業計画及び収支予算)	<p>第三三条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認(又は理事会の決議を経て、総会の承認)をうけなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、事務局に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。</p>		27条4号に規定
(事業報告及び決算)	<p>第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号の書類については承認をうけなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 会計監査報告 (3) 理事及び監事の名簿</p> <p>2 前項の書類は事務局に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を事務局に備え置くものとする。</p>		13条5号及び27条5号に規定
第六章 規約の改正		第九章 定款の変更及び解散	
(規約の改正)		(定款の変更)	
<p>第十九条 この規約を改正するには、総会において、出席会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。</p>	<p>第四〇条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p>		13条3号に規定
		(解散)	
	<p>第四一条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p>		13条4号に規定

附則

附則	1 この改正は、一九八六年一〇月二日から施行する。
	2 この改正の施行の際、現に役員である者は、改正後の第九条の規定により、当該役員に選任又は互選されたものとみなす。ただし、この場合における役員の任期は、改正後の第十条第一項本文の規定にかかわらず、一九八七年五月一八日までとする。

附則

1	この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2	この定款は、この法人の成立の日から施行する。法人の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
3	この法人の設立時会員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。
4	この法人の設立時理事は、〇〇〇〇、〇〇〇〇.....、設立時監事は、〇〇〇〇、〇〇〇〇.....とする。

附則

1	この定款は、総会において可決された日の翌日から施行する。
---	------------------------------

国際私法学会理事及び監事選任手続規則(3March2016 案)

20xx 年 x 月 xx 日総会決定

第 1 条:目的

この規則は、国際私法学会定款第 13 条第 2 号に従って国際私法学会総会が行う理事及び監事選任の手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条:意見聴取の順序

総会は、理事会に対し、第 3 条及び第 4 条に定める手順により意見聴取を行った上で、理事及び監事を選任する総会に議案として候補者案を提示することを求める。

第 3 条:任期を満了する理事及び監事に対するアンケート

1. 理事長は、任期を満了する理事及び監事に対して、その任期満了の約半年前に、次期の理事及び監事としての適任者 20 名以内について意見を求めるアンケートを実施し、理事及び監事はこれに対して無記名で回答するものとする。
2. 前項のアンケートは、便宜、任期を満了する理事及び監事であって次期の理事及び監事としても適格のある者を候補者として列記することとともに、これとは別の候補者名の記載もできるような様式で行うことができる。
3. 20 名以上の氏名を記載した回答は無効とする。アンケートの用紙にはこのことを明記しなければならない。
3. 理事長は、理事及び監事からの意見の回収に際して、発信元が秘匿されるように十分に配慮しなければならない。
4. 理事長が第 1 項に定めるアンケートの開票作業を行う際には、少なくとも、監事のいずれか 1 名又は監事が指名する会員 1 名が立ち会うものとする。

第 4 条:会員に対するアンケート[注:1998 年 5 月 11 日の総会で承認された「次期役員の手続・方式について」によれば、第一に、「現役員に対して、次期役員候補のアンケートを行い、その結果に基づき、理事長が候補者素案を作成し、その素案を理事会に諮り、理事会が候補者案を決定する」とされ、第二に、「役員候補者案の作成にあたっては、現員数(18 名)の枠内でこれを行う」ことが認められ、第三に、「この理事会案を総会に提出し、それに依って総会は、新役員を選出する」ことが決定されています。しかし、社団的な団体における役員選任にあたって個々の会員の意見表明の機会をより多くすることが望ましいと思われまます。ただし、あまり多くの意見表明は期待できないため、第 5 条第 1 項に定める通り、次期の理事及び監事の候補者リスト案の作成に当たっての参考意見とすることにとどめています。]

1. 理事長は、前条に従って回収された次期の理事及び監事の候補者名をその得票順に並べたリストを作成してこれを提示しつつ、次期の理事及び監事を選任する総会の 2 か月前までに、会員に

対して、次期の理事及び監事としての適任者 20 名以内について意見を求めるアンケートを実施する。

2. 前項のアンケートの会員への告知は、本会のホームページにおいて、暗証番号等により会員以外からのアクセスを制限して行うものとする。【注：経費節約のためです。】

3. 前項の告知に対する会員からの意見表明は、本会の事務局宛の郵便により行うものとし、その発信元の秘匿は会員の側で行うものとする。

4. 同一の会員による重複した意見表明を回避するため、理事長は会員からの投票に際して一定の条件を課すことができる。【注：具体的には、国際私法年報の最終ページの隅に三角形で符号を印刷しておき、投票に際してはその部分をハサミで切り取って意見表明の書面に貼り付けるという方法等があり得ると思われます。】

5. 理事長が第 1 項に定めるアンケートの開票作業を行う際には、少なくとも、監事のいずれか 1 名又は監事が指名する会員 1 名が立ち会うものとする。

第 5 条：理事会における次期理事及び監事の候補者案の作成及び総会への提示

1. 理事長は、前条に従って回収された次期の理事及び監事の候補者に関する会員の意見を理事会に報告するとともに、総会に参考案として提示する次期の理事及び監事の候補者リスト案(理事候補者と監事候補者とは区別するものとする。)を提案し、理事会においてその案をもとに審議して、リストを確定するものとする。

2. 理事長は、前項により確定された理事会作成の次期の理事及び監事の候補者リストを総会に参考案として提示し、最終決定を総会の議決に委ねるものとする。

附則

1. この規則は、総会において可決された日の翌日から施行する。

国際私法学会理事長選任手続規則(3March2016 案)

20xx 年 x 月 xx 日理事会決定

第 1 条:目的

この規則は、国際私法学会定款第 21 条第 2 項に従って行われる国際私法学会の理事長選任の手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条:選挙の時期

理事長の選任は、理事が選任された定時総会の直後に開催される新理事による理事会において行う。ただし、理事長がその任期の途中で事故により職務を執行することができなくなった場合には、その直後に開催される理事会において、理事長の選任を行う。

第 3 条:理事長の選任における議長

理事長の選任に関する議案についての議長は、前任の理事長(その者が理事を退任している場合にはその出席を求める。)が議長をつとめ、その者が事故等により議長をつとめることができない場合は、監事であって、理事会に出席している者のうちの 1 名が議長をつとめる。いずれの監事も議長をつとめることができない場合には、理事の互選により議長を選任する。

第 4 条:投票の方法

1. 理事長の選任は、無記名の投票による。
2. 第 1 回の投票については、予め理事の氏名を列記した投票用紙に○を付す方法による。議長の判断により、再投票においても、同じ形式の用紙を用いることができる。

第 5 条:当選者の決定

1. 理事長選任の決定のための定足数及び議決は国際私法学会定款第 29 条 1 項及び 2 項による。[注:実際に出席している理事が過半数の場合に定足数を満たし、全出席理事に投票権がある、ということですが、念のためにここにも定めています。]
2. 第 1 回の投票において、過半数の票を得る者がなかったときは、上位得票者 2 名について再投票を行う。ただし、上位得票者が 3 名以上である場合は、そのうち年長者から順に 2 名を特定し、その 2 名について再投票を行い、上位得票者が 2 名であって、それぞれ投票総数の半数の票を得た場合は、年長者を当選者とする。
3. 再投票においては、上位得票者を当選者とする。両者の得票数が同数である場合は、年長者を当選者とする。
4. 前二項において、2 名の生年月日が同一である場合には、くじ引きにより当選者を定める。

第 6 条:投票立会人

この規則による理事長選任については、監事であって、理事会に出席した者を投票立会人とする。

附則

1. この規則は、理事会において可決された日から施行する。

国際私法学会入会手続規則(1March2016 案)

20xx 年 x 月 xx 日理事会決定

第 1 条:目的

この規則は、国際私法学会定款第 7 条第 2 項に基づき、国際私法学会への入会手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条:入会の申込み

1. 本会に入会しようとする者は、必要事項を記載した申込書を事務局に提出しなければならない。申込書の提出は、郵便によるほか、記入済みの申込書を電子メールに添付する方法によることができる。
2. 入会に際しては、本会の通常会員 1 名以上の紹介を得ることが推奨される。入会に際して本会の通常会員の紹介を得ることができない場合には、理事長がその責任において入会申込者の事情を調査し、理事長が紹介者となることができる。
3. 通常会員としての入会申込書の様式は、原則として別記の通りとする。ただし、これによることが困難である場合には、本会のホームページに掲げる英語版の入会申込書の様式によることもできる。
4. 維持会員としての入会申込書の様式は、必要に応じて理事長が作成するものとする。

第 3 条:入会申込金

1. 本会に入会しようとする者は、入会申込書の提出に先立ち、指定された銀行口座への入会申込金の振込みを完了しておかなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、銀行振込みに代え、理事長が認めるその他の方法により入会申込金の支払いをすることができる。
2. 入会申込金は 1 年分の会費と同額とする。
3. 会員は、入会が承認された年度から会費を支払う義務を負う。前項に定める入会申込金は、入会が承認された場合には、初年度の会費に充当する。
4. 入会が承認されなかった場合には、入会申込金は利息を付さないで申込者に返還する。入会申込金の返還に要する振込手数料等は返還額から差し引く。

第 4 条:入会手続係属中の研究大会参加

第 2 条並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定に従って入会申込金を納入した上で入会申込書を提出している者は、入会の承認前であっても、本会の研究大会に傍聴料を支払うことなく参加することができる。

附則

1. この規則は、理事会において可決された日から施行する。

[別記]

国際私法学会入会申込書

年 月 日

国際私法学会理事長 殿

国際私法学会の目的及び事業に賛同し、その定款に従うことに同意して、同会に通常会員として入会いたしたく、申し込みます。入会申込金(5,000円)の支払いは完了しています。

氏名: _____ 印

(自署の場合には印は不要です。日本の文字でない場合を含めて、カタカナで読み方を記載して下さい。)

生年月日(西暦): 年 月 日

所属機関・地位: _____

専門分野: _____

研究課題(代表論文等があればご記入ください):

1. _____

2. _____

■自宅住所:(〒 -)

■電話番号: - - ■FAX番号: - -

■Emailアドレス: _____

紹介者(通常会員)

氏名: _____ 印

所属・地位: _____

* 本会の通常会員の紹介を得ることができない場合には、事務局にその旨ご連絡下さい。

** ■を付けた事項以外の事項は、コピーすること、Emailに添付して送信すること等がありますので、ご了承下さい。

*** 入会申込金は、入会が承認された場合には、承認された年度の年会費に充当されます。

国際私法学会会費規則(1March2016 案)

20xx 年 x 月 xx 日理事会決定

第 1 条:目的

この規則は、国際私法学会定款第 8 条第 2 項に基づき、国際私法学会の会費等について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条:会費の額

本会の会費は、総会において別段の決定がない限り、次の各号に掲げる種別の会員につき、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 通常会員:年 5,000 円
- (2) 維持会員:年 10,000 円

第 3 条:会費の納入期限

会員は、毎年度の会費を 12 月 31 日までに納入しなければならない。

第 4 条:会費納入の方法

1. 会員は、原則として、事務局が送付する郵便振替用紙を用いて会費を納入するものとする。ただし、本会への入会に際しての初年度の会費の納入については、別に定める国際私法学会入会手続規則の定めるところに従う。
2. 会員は、特別の事情がある場合には、指定された銀行口座への振込みにより、又はその他の理事長が認める方法により、会費を納入することができる。振込先の銀行口座の情報、その他の方法は本会のホームページその他適切な方法により会員に告知するものとする。
3. 前項の規定により、銀行口座への振込みを選択する会員は、その振込手数料を自己負担し、その他の理事長が認める方法を選択する会員は、理事長が個別に定める額を会費に加えて納入するものとする。

第 5 条:会費徴収方法の改善努力

理事長は常に次に定める目的を達成するため最善の方法を検討しなければならない。

- (1) 会員が会費の支払いのために過大な負担を負うことがないようにすること
- (2) 会費を適時に漏れなく徴収すること
- (3) 会費徴収のための人的・経済的負担をできる限り少なくすること

附則

1. この規則は、理事会において可決された日から施行する。
2. 第 3 条第 2 項に定めるその他の理事長が認める方法は、当分の間、PayPal を用いる方法とする

国際私法学会定款第 31 条に定める通知等に関する規則 (1March2016 案)

20xx 年 x 月 xx 日理事会決定

第 1 条:目的

この規則は、国際私法学会定款第 31 条に基づき、国際私法学会定款に定める会員、理事及び監事への通知並びに会員、理事及び監事からの意思表示について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条:会員への通知の方法

1. 理事長から会員への通知は、文書によるか又は名簿に掲載すべきものとして会員、理事及び監事から事務局に提供された電子メールのアドレス宛に送付するか、いずれかの方法によることを原則とする。
2. 電子メールのアドレスが提供されていない会員及び前項の電子メールが到達しなかった会員への理事長からの通知は、国際私法学会のホームページへの通知内容の掲載によることができ、掲載後 1 週間を経過した時点で到達したものとみなす。
3. 前項の方法によるときは、他の会員への電子メールにおいて、この方法による旨を明記しておかなければならない。

第 3 条:理事及び監事への通知の方法

理事長から会員への通知は、文書によるか又は名簿に掲載すべきものとして理事及び監事から事務局に提供された電子メールのアドレス宛に送付するか、いずれかの方法のみによる。

第 4 条:会員からの意思表示の方法

1. 会員は、総会における意思表示のほか、事務局への文書又は電子メールにより意思表示をすることができる。
2. 前項の規定にもかかわらず、国際私法学会理事及び監事選任手続規則第 4 条第 3 項の規定に定める次期の理事及び監事の候補者に関するアンケートに対する会員からの意見表明は、同項に定める通り、文書の郵送によるものとする。

附則

1. この規則は、理事会において可決された日から施行する。